

令和3年

第2回市議会定例会 議案第5号

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する
条例の一部改正について

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する
条例の一部を改正する条例

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成27年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「これ」を「当該書類（アに掲げる書類については、個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、控除対象特定非営利活動法人は、個人の住所または居所に係る記載の部分を除いて公表することができる。

第11条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において、事業報告書等または役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらの書類の個人の住所または居所に係る記載の部分を除いて閲覧させることができる。

第13条第1項中「書類」の後ろに「（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし

書を加える。

ただし、同項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第19条第2項第5号中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 改正後の函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定は、控除対象特定非営利活動法人（同条例第2条第2項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（提案理由）

控除対象特定非営利活動法人等の事業報告書等について、閲覧または公表の対象から個人の住所等に係る記載の部分を除外することができることとし、ならびに控除対象特定非営利活動法人が事業年度ごとに市長に提出する書類について、資産の譲渡等に係る事業の料金に関する書類等および既に市長に提出しているものと内容に変更がない場合に係る役員報酬規程等の提出を不要とするため